

城陽市建設工事検査基準（土木工事）

（目的）

第1 この基準は、城陽市建設工事検査規程第6条の規定に基づく土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）

第2 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

（工事実施状況の検査）

第3 工事実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理及び安全対策等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。）（以下「各種の記録」という。）と設計図書とを対比し、別表1に掲げる事項に留意して行うものとする。

（出来形の検査）

第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と、契約図書と対比し、別表2の基準に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

なお、出来形寸法等の適否判定は、「土木工事施工管理基準」の出来形管理基準規格値により行うものとする。

（品質の検査）

第5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と、契約図書とを対比し、別表3の基準に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

なお、品質規格の適否判定は、「土木工事施工管理基準」の品質管理基準により行うものとする。

（出来ばえの検査）

第6 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(随時検査の実施)

第 7 随時検査は、工事工程の適期に工事实施状況、出来形等を検査し、工事の適正な施工を確保するとともに、完成検査の円滑な執行に資するため実施するもので、その実施基準は別紙 1 によるものとする。

附 則

この基準は、平成 21 年 11 月 13 日から適用する。

別表1 (第3関係) 工事の実施状況の検査留意事項

	項 目	関 係 書 類	内 容
1	契約履行状況	関係図書等	契約履行の状況、指示・承諾・協議事項等の処理内容
2	工程管理	実施工程表、工事打合せ書	工程管理状況及び進捗内容
3	安全対策	契約図書、工事打合せ書	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況、独自の工夫

城陽市建設工事検査基準（土木工事）

別表2（第4関係）出来形寸法検査基準

工 種			検 査 内 容	検 査 頻 度	
共通	一般 施 工	共 通 的 工 種	矢板工	基準高、偏芯量、 打込長、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上
			法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔 幅、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上
		石・ブロック 積（張）工	基準高、法長、厚さ 延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
	土工	基準高、幅、法長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上		
河 川	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、 高さ、法長、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上	
	浚渫（川）		基準高、幅、深さ、延長		
	樋門・樋管		基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑込部につき構造 図の寸法表示箇所の任意部分	
	水門			函渠は同種構造物毎に 2 箇所以上	
海 岸	堤防護岸突堤 人工岬海域堤防		基準高、幅、厚さ 高さ、法長、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
	浚渫（海）		基準高、幅、深さ、 延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上	
砂 防	砂防ダム		基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意部分	
	流路		幅、厚さ、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上	
	斜面対策		基準高、幅、厚さ 高さ、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
ダ ム	コンクリートダム		基準高、幅、 ジョイント間隔、堤長	5 ジョイント以上につき 1 箇所以上	
	フィルダム		基準高、外側境界線	5 測線につき 1 箇所以上	
道 路	道路改良		基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 100m につき 1 箇所以上	
	舗 装	路盤工	基準高、幅、厚さ、	施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上 厚さは、1 km につき 1 箇所以上	
		舗装工	基準高、幅、厚さ、 横断勾配、平坦性	基準高、幅及び横断勾配は、施工延長 200m 以内は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上 厚さは、施工面積 10000 m ² 以内は、2 箇所以上 下限値として 3 0 0 m ² 以上で 1 箇所以上、 施工面積 10000 m ² 以上は、10000 m ² につき 1 箇所以上 コアーにより検査	
	橋梁下部		基準高、幅、厚さ、 高さ、スパン長	スパン長は各スパン毎、その他は同種構造物毎に 1 基 以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分	
	鋼橋上部		部材寸法、基準高、 支間長、中心間距離、 キャンパー	部材寸法は主要資材について、寸法表示箇所の任意 部分、その他は 5 径間以内は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上	
	コンクリート橋 上部		部材寸法、基準高、幅 高さ、厚さ、キャンパー	部材寸法は主要資材について、寸法表示箇所の任意 部分、その他は 5 径間以内は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上	
	トンネル		基準高、幅、厚さ、高さ 深さ、間隔、延長	両坑口のほか 施工延長 200m 以内は 3 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上	
	その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅 厚さ、高さ、深さ、法長 長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する	

- 備考 1 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、監督職員の確認資料及び品質証明書等により、検査することができる。
- 2 施工延長とは施工延べ延長をいう。
- 3 表中の検査頻度を原則とするが、特記記載事項、現地状況等を勘案して適宜実施することができる。

城陽市建設工事検査基準（土木工事）

別表3（第5関係）品質検査基準

工種		検査内容	検査方法	
共通	材料	品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か	観察及び品質証明書等により検査する 場合により実測する	
	基礎工	支持力は、設計図書等と対比して適切か 基礎の位置、上部との接合等は適切か	主に施工管理記録及び観察により検査する 場合により実測する	
	土工	土質、岩質は、設計図書等と一致しているか 支持力又は密度は設計図書等と対比して適切か		
	無筋・鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書等と対比して適切か		
	構造物の基礎	構造物又は付属設備等の性能は設計図書等と対比して適切か	主に実際に操作し検査する	
道路	舗装	路盤工	路盤材料の合成粒度は設計図書等と対比して適切か 支持力又は締固め密度は設計図書等と対比して適切か	主に施工管理記録及び観察により検査する 場合により実測する
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書等と対比して適切か	主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料より検査する 場合により実測する

備考1 表中の工種以外のものについては、上記に準じて適切に行うことができる。

2 品質確認上、必要のある場合は破壊検査等を行って適宜確認するものとする。

別紙 1

建設工事（土木工事）の随時検査実施基準

- 1 工事請負契約書第 3 3 条に基づき部分使用するもの
（例）道路事業のバイパス工事等で、工事中に部分使用を行う必要がある場合等
- 2 橋梁等鋼構造物の製作工に係る仮組（規格品を除く）

橋梁等鋼構造物とは、橋梁、水門、起伏ゲート、特殊構造物などとし、簡易なものを除く。

（注）材料、原寸検査は監督職員が行う。大規模な構造物については、立会いを事業主管課と調整すること。

- 3 その他、特に必要と認められるもの

備考： 随時検査により確認した出来高等の結果は、検査結果として整備し、完成検査時に提出するものとする。